

2019 年年末・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第 1 回交渉

日 時：令和元年 11 月 12 日（火） 18：50～19：52

場 所：市役所 4 階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他 5 名）
市側（総務部長、総務部次長兼人事課長）

交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求に関する主旨説明、
会計年度任用職員制度の導入、再任用職員の勤務形態（ハーフタイム）の廃止に関する
ことなど

第 2 回交渉

日 時：令和元年 11 月 14 日（木） 18：33～19：13

場 所：市役所 4 階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他 6 名）
市側（総務部長、総務部次長兼人事課長）

交渉内容：サービス残業、職場要求の主旨説明に関することなど

第 3 回交渉

日 時：令和元年 11 月 19 日（火） 18：52～19：20

場 所：市役所 4 階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他 6 名）
市側（総務部長、総務部次長兼人事課長）

交渉内容：基本賃金・一時金の引上げに関することなど

第 4 回交渉

日 時：令和元年 11 月 21 日（木） 18：34～18：38

場 所：市役所 4 階 入札室

参加者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他 6 名）
市側（総務部長、総務部次長兼人事課長）

交渉内容：年末一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に2.90ヵ月プラス一律48,000円を支給すること。	1. 給料の改定は、国の改定に準じて平成31年4月1日から実施する。 本年度の年末一時金は、期末手当1.3ヵ月、勤勉手当0.975ヵ月の計2.275ヵ月とする。 なお、令和2年度以降の一時金については、国に準じて6ヵ月期、12ヵ月期ともに、期末手当1.3ヵ月、勤勉手当0.95ヵ月の計2.25ヵ月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
4. 再任用職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。一方的に廃止した臨時職員の一時金を復活すること。	4. 再任用職員の年末一時金は、期末手当0.725ヵ月、勤勉手当0.45ヵ月の計1.175ヵ月とする。 また、正規職員以外の賃金・一時金は、条例の規定に基づき正規職員と同様の措置を講じる。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。	5. 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
6. 年末一時金は、12月10日までに一括支給すること。	6. 年末一時金の支給日は、12月10日とする。

○ 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。

(1) 令和2年4月1日より国に準じ、住居手当の改定を実施する。

手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ(12,000円→16,000円)及び手当額の上限を引上げ(27,000円→28,000円)

(2) 令和2年4月1日より会計年度任用職員制度を導入する。

(3) 令和2年4月1日より再任用職員の勤務形態について短時間勤務(ハーフタイム)を廃止する。

※ 給与改定分については、12月議会議決後、速やかに支給する。